

（Copyright）本資料は青木宗明の著作物です。著作権法の第 30 条～第 47 条の 8 以外の複製を一切認めていません。

大都市における税財政制度の諸問題について

～ 財政難なのに大都市の税源がなぜ減るのか？ 表層に惑わされず、本質を追求しましょう ～

1 現状認識：地方は財政難なのに・・・

(1)「ふるさと納税」と(2)「税源の偏在是正」で地方税が減少

* ふるさと納税と税源偏在の是正・・・この2つは何？ 2つに共通する点はなんでしょう？

(1) ふるさと納税

<ふるさと納税の経緯>

2008 年に開始・・・しばらくは「鳴かず飛ばず」・・・

2015 年度から控除額が 2 倍、5 自治体まで確定申告不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を実施
この結果大ブレイク！

2016 年からは企業版ふるさと納税制度も開始 ← これはこれで問題だが・・・

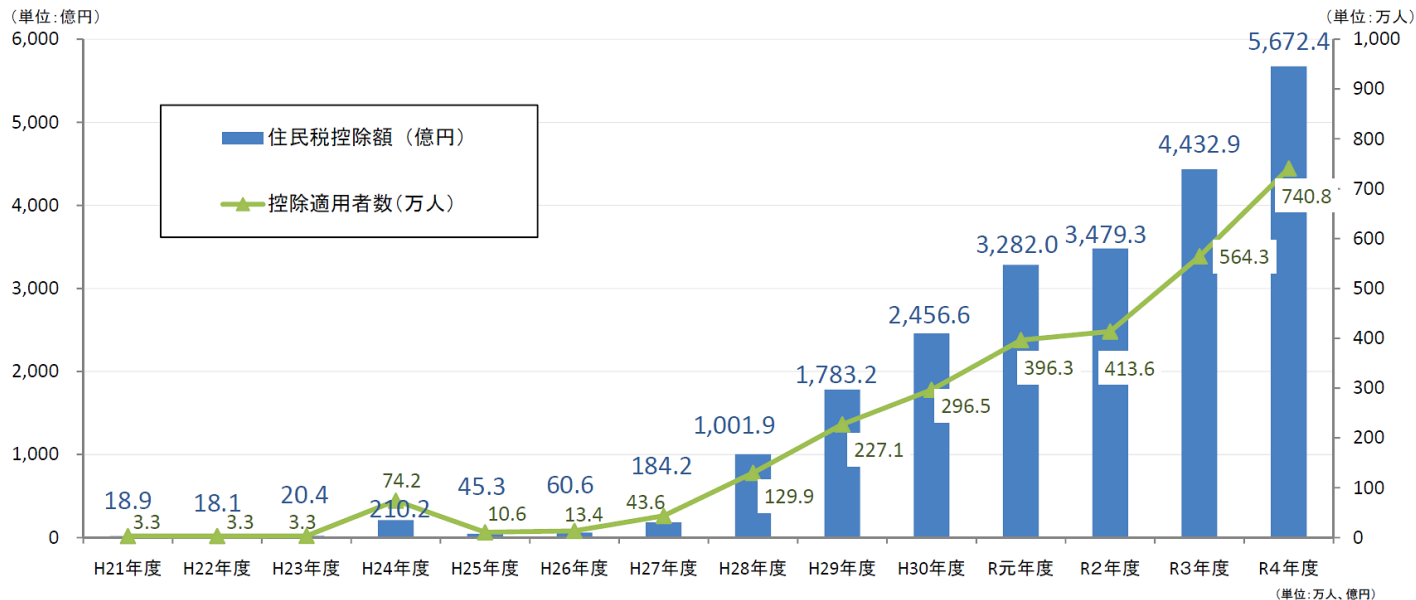
2021 年（令和 3 年）は、ふるさと納税は 8,302.4 億円、控除額は 4,432.9 億円、控除適用者 564.3 万人

2022 年も、「巣ごもり需要のネット通販」が絶好調のため、さらに激増

控除額はなんと 5,672.4 億円、控除適用者は 740 万人越え

今やふるさと納税は・・・「2 千円払えば何でも買える、めっちゃお得なネット通販」

「2 千円でウシもカニもコメも選び放題、グルメ三昧！」「税金なんか払らうくらいなら、ふるさとやらなきゃ損だわ！」



課税年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
住民税控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9 (229.6)	1,783.2 (448.1)	2,456.6 (649.4)	3,282.0 (964.0)	3,479.3 (1,086.1)	4,432.9 (1,535.0)	5,672.4 (2,051.1)
控除適用者数	3.3	3.3	3.3	74.2	10.6	13.4	43.6	129.9 (41.9)	227.1 (77.2)	296.5 (110.1)	396.3 (161.5)	413.6 (177.3)	564.3 (269.8)	740.8 (374.8)

<ふるさと納税の、いわゆるベスト 20 とワースト 20 市町村> データは総務省「ふるさと納税」ポータルサイト
(寄付の) 受け入れベスト 20 2021 年受入額

(単位:百万円、件)

2022 年 10 月 3 日 (月)

団体名		受入額	受入件数
北海道	紋別市	15,297	1,105,051
宮崎県	都城市	14,616	695,351
北海道	根室市	14,605	774,308
北海道	白糠町	12,522	827,301
大阪府	泉佐野市	11,347	894,137
宮崎県	都農町	10,945	562,727
兵庫県	洲本市	7,842	583,982
福井県	敦賀市	7,722	445,917
山梨県	富士吉田市	7,214	266,946
福岡県	飯塚市	6,564	574,043
静岡県	焼津市	6,485	394,060
兵庫県	加西市	6,456	157,040
京都府	京都市	6,239	111,469
北海道	弟子屈町	5,861	300,490
鹿児島県	志布志市	5,298	237,917
佐賀県	唐津市	5,030	306,525
茨城県	境町	4,886	289,464
和歌山県	有田市	4,872	404,711
滋賀県	近江八幡市	4,786	131,550
佐賀県	上峰町	4,558	286,989

会 602/603 会議室
3 教授 青木 宗明

控除の大きなワースト 20 2022 年控除額

(単位:百万円、人)

団体名		市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県	横浜市	23,009	340,749
愛知県	名古屋市	14,315	195,648
大阪府	大阪市	12,359	211,140
神奈川県	川崎市	10,291	161,579
東京都	世田谷区	8,396	117,483
埼玉県	さいたま市	7,391	115,626
兵庫県	神戸市	7,000	115,342
北海道	札幌市	6,639	122,918
京都府	京都市	6,443	100,935
福岡県	福岡市	6,255	110,103
東京都	港区	6,129	46,454
千葉県	千葉市	4,647	68,918
東京都	大田区	4,231	82,587
広島県	広島市	4,191	72,198
東京都	杉並区	4,091	70,319
東京都	江東区	4,051	70,150
東京都	品川区	3,948	62,667
宮城県	仙台市	3,738	63,416
東京都	練馬区	3,653	75,062
東京都	渋谷区	3,603	34,718

川崎市 ふるさと納税を行ったのは16万1,579人、寄付額は172.2億円

川崎市における控除額は、市町村民税が約103億円、県税が25.77億円

前年の2021年に川崎市が受けとったふるさと納税(市外から)は1万6,155件、9億2,631万円

＜ふるさと納税の、都道府県別の状況＞ データは総務省「ふるさと納税」ポータルサイト
都道府県分と市町村分の合計

（単位：百万円、人）

都道府県名	令和4年度課税	
	住民税控除額	適用控除者数
北海道	14,701	229,433
青森県	1,611	25,879
岩手県	1,697	28,015
宮城県	6,325	94,008
秋田県	1,266	21,147
山形県	1,821	29,528
福島県	2,978	46,109
茨城県	8,331	121,586
栃木県	5,102	71,333
群馬県	5,257	75,720
埼玉県	32,225	458,129
千葉県	30,854	410,212
東京都	142,870	1,456,524
神奈川県	59,547	742,032
新潟県	4,173	64,915
富山県	2,423	40,269
石川県	3,398	53,831
福井県	1,913	32,308
山梨県	2,351	32,565
長野県	4,686	71,516
岐阜県	6,853	103,576
静岡県	12,091	176,943
愛知県	42,420	543,273
三重県	6,278	93,419
滋賀県	5,756	88,194

都道府県名	令和4年度課税	
	住民税控除額	適用控除者数
京都府	12,181	163,816
大阪府	46,504	640,151
兵庫県	28,052	377,382
奈良県	5,856	81,347
和歌山県	2,726	39,980
鳥取県	1,032	17,466
島根県	1,090	18,314
岡山県	5,700	87,785
広島県	9,353	136,004
山口県	3,173	49,772
徳島県	1,807	26,997
香川県	2,842	43,967
愛媛県	3,051	45,049
高知県	1,282	20,038
福岡県	17,249	260,603
佐賀県	1,799	30,227
長崎県	2,691	41,360
熊本県	3,577	54,127
大分県	2,324	35,850
宮崎県	2,110	32,590
鹿児島県	3,128	48,209
沖縄県	2,782	46,031
合計	567,237	7,407,529

2022 年に控除の多いランキング・・・ 東京（1,428.7 億円！）、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉、兵庫

結局・・・ふるさと納税って何？ どう評価すればいい？

他の自治体の税金を奪って自分のものにする制度？！ なぜ自治体間で税収を奪い合っているの？

なぜ、こんなさもしい制度が存在するのか？ 他の自治体は、敵？ライバル？

どんな名目でできたの？ これは許されることなの？

（２）「税源の偏在是正」 地方税の税収が偏っているのを是正するという意味だそうです・・・が

① **地方法人特別税**（道府県の法人事業税） 2009 年から

地方法人特別譲与税。譲与基準は、人口と従業者数（それぞれ2分の1）

約2.6兆円 2015年度から3/2に縮小 2019年10月で廃止

東京は5,000億円税収減、ただし譲与税と合わせて2,000億円程度の収入減

② **特別法人事業税**（法人事業税の3割、地方法人特別税の復元後）の創設(2019年度)

特別法人事業譲与税（2020年から譲与開始）譲与基準は人口。不交付団体には一部しか譲与されない。

※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与せず（財源超過額を上限）他自治体に人口で按分配分。

③ **地方法人税**（法人住民税法人税割） 2015年から

道府県税で行われていた「国税化」が市町村にも

当初は平年度で6,000億円の予定、消費増税（2019年10月）でさらに規模を拡大、1兆3千～1兆5千億円

使途：地方交付税の財源へ繰り入れ

ここまでの3つは、要するに・・・

地方の税金、地方法人課税の一部を国の税金にしてしまい、その上で税収を再配分

豊かな自治体の財源を使って地方財政調整？ 財政調整は地方交付税の役割じゃないの？

①・②は都道府県が対象だが、最新版の③は市町村も含めて再配分

①

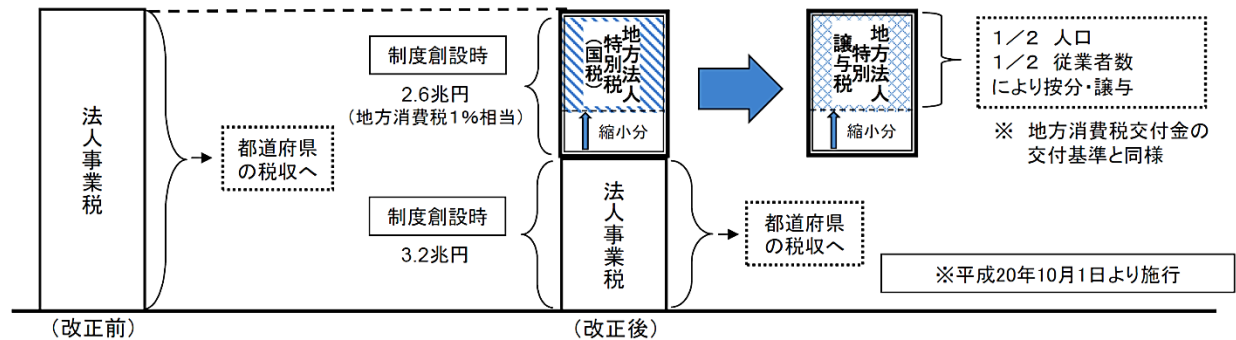
地方法人特別税・譲与税

地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

→ (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



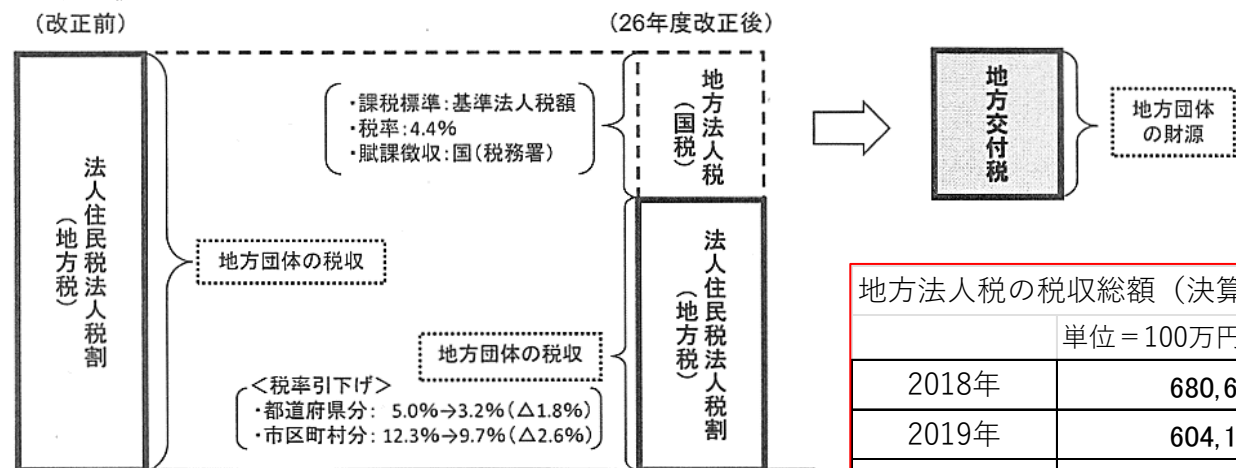
税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

(単位:億円)

	制度創設時の想定	H25実績	H26実績(見込)	H27地財
地方消費税1%相当額	26,000	26,496	24,830	26,413
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	19,803	23,879	21,234
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲2,529	▲3,318	▲3,334
東京都	▲3,197	▲1,906	▲1,859	▲2,172
愛知県	▲414	▲275	▲1,172	▲1,006
大阪府	▲265	▲221	▲122	▲65

③

地方法人税のイメージ図



この1兆8,814億円は、地方税だったのです!!!

(参考) この国税化による法人住民税の減収額は、横浜市の場合
 おおよそ150億円(横浜市税制調査会 令和3年度意見書)

地方法人税の税収総額(決算額)

単位=100万円

2018年	680,634
2019年	604,190
2020年	1,418,255
2021年	1,881,394

データは財務省「租税及び印紙収入決算額調」

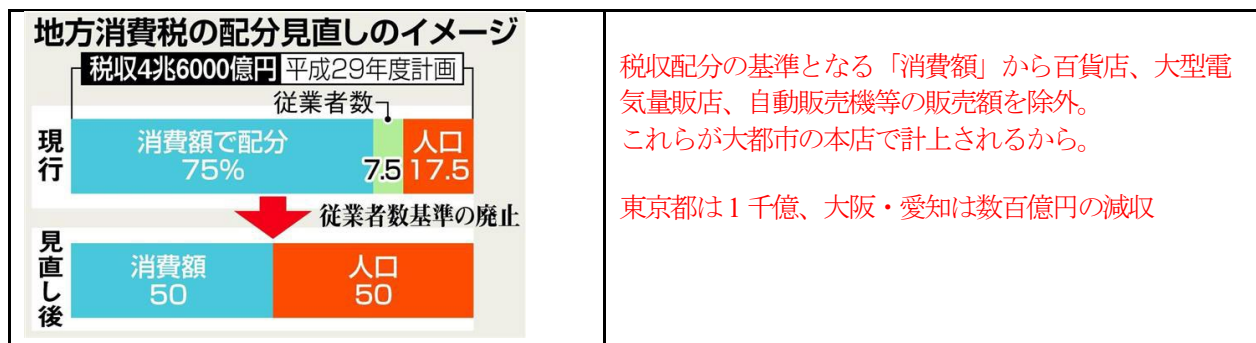
次ページの

④ 地方消費税の精算基準 . . . 地方消費税を都道府県間で分ける基準の変更

平成30年から精算基準を人口が半分、従業者数は廃止

これも大都市の税収・財源を減らし、その減った分を大都市以外へ回すために行われた

④



これらは、要するに何？

地方税の「国税化」・国の政策手段化 → 地方分権に逆行

地方税の課税権を縮減 → 地方自治の無視・軽視

地方財源の「地方譲与税化」 → 人口に応じて国から配られる「給与払い」？

地方税による自治体間の格差是正

→ 国が「自分のカネ」ではなく、「ヒトのカネ（地方のカネ）」を使って格差是正

以上が地方税財政の現在の特徴であり、「表面の事象」 従って、これで終わりではない！
 ここから最後まで、次の2つの疑問を解明してゆきます・・・ お楽しみに！

- * ふるさと納税と税源偏在の是正・・・この2つの「本質」は何？
 「背景」に何があって、どのような「力学」が永田町や霞ヶ関で働いているのか？
- * 国はなぜ、問題点だらけの措置を行ったのか？
- * 状況の「背景」を正しく認識した上で、われわれはどのように対処すべきなのか？

2 基礎理解：地方税財政は、地方税と地方交付税が「車の両輪」

～ わが国の地方税財政は20年前まで、このシステムで成立・安定していた ～

上記の「表面の事象」は、ここ20年ほど間の変化。

したがって変化の「背景」や「本当の意味」を知るためには、変化の前を理解しておく必要がある。

すなわち、わが国の地方税財政の伝統的なシステム → 「地方税と地方交付税の「車の両輪」システム」

（1）地方歳入の主要4収入：ベストな財源は地方税！

地方歳入の区分

・一般財源 vs 特定財源 ・自主財源 vs 依存財源

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債
○ 一般財源		特定財源	
◎ 自主財源	依存財源		

地方税が最善の財源！

唯一の自主財源！ 自主財源なので、当然のことながら一般財源

したがって「地方自治」の根幹 住民への行政の説明と住民の納得した納税

では、ベストな地方税があれば、それで万事良いのか？

（2）ただし、地方税には2つの「限界」：地方税原則から分かる「限界」

① 税収の不足、② 自治体間格差・税収不安定化

<地方税原則>

- ・ 十分性 自治体の歳出をまかなうに足る十分な税収をあげうる
- ・ 普遍性 すべての自治体にあまねく税源が存在する ≠ 偏在性
- ・ 安定性 景気変動等に影響を受けず税収が安定している
- ・ 伸張性 景気等に反応して税収が増大する
- ・ 負担分任性 住民みんなで自治体経費を分担するように税を負担する
- ・ 応益性 自治体サービスから受ける受益の大小に応じて税を負担する

地方税として適しているかどうかの基準（地方税原則など）：地方への国税移譲の基準ともなりうる

	個人所得課税		法人課税		消費・流通課税	資産課税	その他 (酒・煙草等)
	高所得層 (高税率部分)	低所得層 (低税率部分)	所得課税	外形課税			
基幹税	○		○		○	△	×
十分性	○	△	○	○	○	×	×
普遍性 (偏在性)	×	△	×	×	○	◎	△
安定性	△	○	×	○	○	◎	△
伸張性	○	△	◎	△	△	×	×
負担分任性	○	○	×	○	×	○	×
応益性	△	△	×	○	×	○	×

① 資産課税は地方税に最適だが、十分性・伸張性に欠ける → 「第1の限界」

- * 地方税に最も適しているのは、不動産課税！ 世界中の国々で地方税といえば不動産
- * ところが資産課税は、税収は経済成長があっても伸びず、歳入をまかなうには十分でない
- * 財源の不足に直面してしまう。

そこで、この問題に対応するために・・・

② 法人課税や個人所得課税を地方税制に導入すると、自治体間格差が発生し、税収の安定性も欠如してしまう → 「第2の限界」

- * わが国のように、地方の仕事が大きい国では、資産課税に加えて、個人所得課税や法人課税を地方税に導入せざるをえない。
- * 特に法人課税は、経済成長を上回るペースで税収が増加する点が自治体経営には魅力。
- * ところが個人所得や法人に課税すると、自治体間格差が大きくなり（次ページの図）、また景気変動によって税収が不安定化しやすい。

わが国の地方財政の特徴	1、規模が非常に大きい（歳出は国より大規模） 地方6：国 4 2、財源としてカバーすべき事務の幅も非常に広い 3、規模と範囲が大きくても、自主性が高いとは言えない
-------------	---

- * 政府の仕事の6割をやっている以上、大きな税収が必要 ところが！税収は国6：地方4 逆転！！
- 税収の大きな「基幹税」の数は限られている→ 所得、法人、消費の3つ
- 地方税は、理論的には国の税金と違うところに課税すべき → 地方独立税 ←お国の政策に影響されない
- ところが、税収の大きな国の税金に「あいのり」せざるをえない

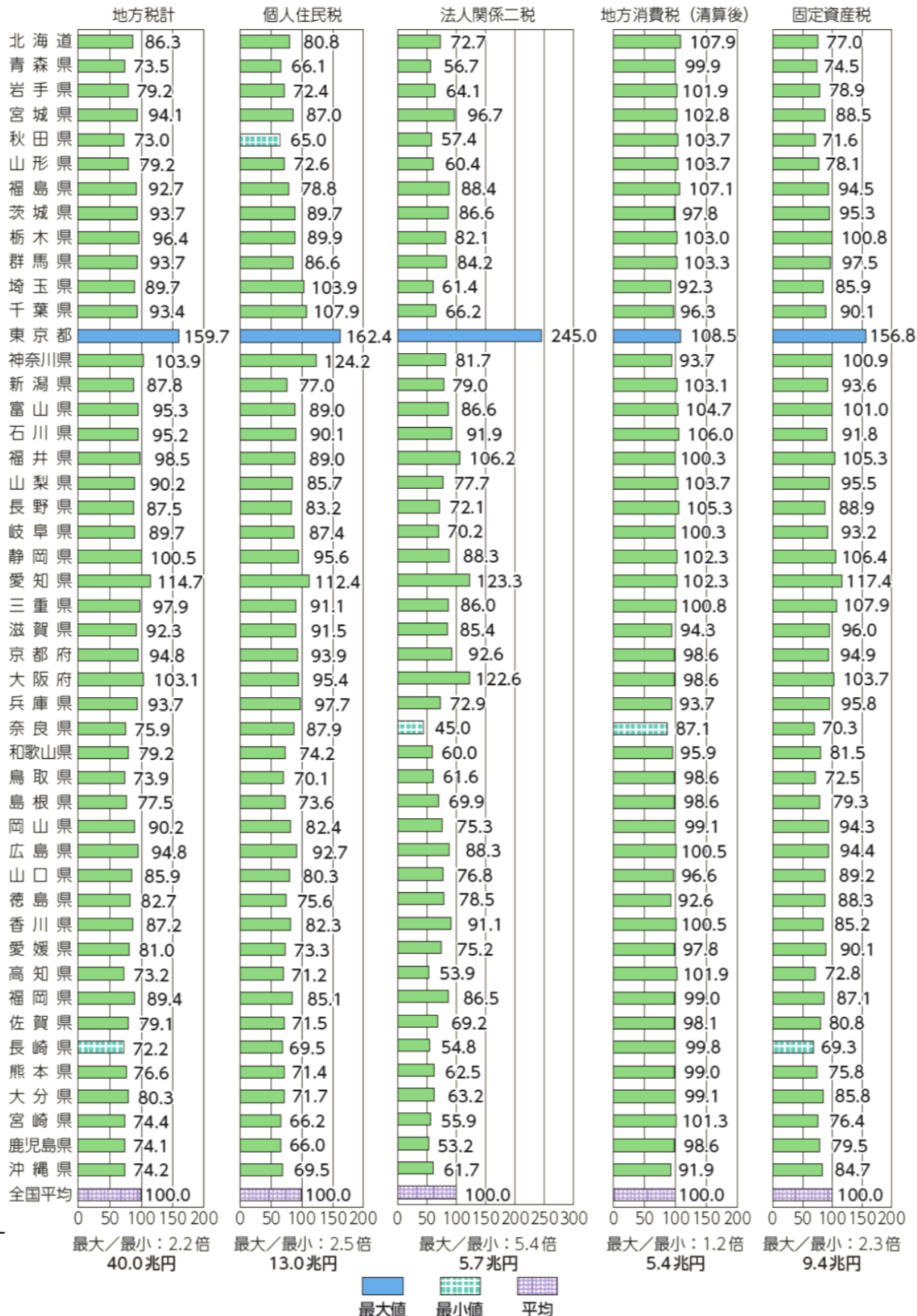
	仕事（歳出）	税収（歳入）
国	4	6
地方	6	4

<地方税の自治体間格差の状況>

総務省「地方財政白書 令和4年版」（令和2年（2020年）の地方財政）

第24図 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

（全国平均を100とした場合、令和2年度決算）



総務省「令和 2 年度 都道府県決算状況調」

都道府県別 歳入の構成

	歳入総額（千円）	地方税	地方交付税	地方税＋ 地方交付税	国庫支出金	地方債
北海道	3,136,839,364	21.95%	19.62%	41.57%	21.20%	12.54%
青森県	765,698,131	22.54%	29.22%	51.77%	21.24%	8.28%
岩手県	1,098,711,498	14.59%	25.76%	40.35%	19.83%	8.97%
宮城県	1,247,671,866	25.67%	15.75%	41.42%	21.35%	8.87%
秋田県	686,215,711	17.38%	28.71%	46.08%	19.23%	13.49%
山形県	695,942,964	19.61%	25.87%	45.48%	19.09%	12.74%
福島県	1,509,037,731	18.85%	19.27%	38.12%	23.50%	8.54%
茨城県	1,344,915,650	31.94%	14.20%	46.13%	20.60%	11.14%
栃木県	988,789,697	29.48%	13.27%	42.75%	20.12%	12.15%
群馬県	1,024,831,474	27.83%	12.79%	40.62%	19.06%	12.29%
埼玉県	2,134,833,949	43.69%	10.21%	53.90%	22.07%	12.36%
千葉県	2,235,742,315	37.36%	8.49%	45.85%	19.10%	9.21%
東京都	9,054,650,168	58.46%	0.00%	58.46%	13.48%	5.43%
神奈川県	2,554,233,791	46.30%	4.74%	51.04%	27.18%	9.81%
新潟県	1,191,198,783	24.66%	20.55%	45.21%	18.18%	13.74%
富山県	616,911,161	25.32%	21.70%	47.02%	18.49%	13.36%
石川県	623,972,314	27.10%	20.18%	47.28%	23.14%	14.01%
福井県	521,518,536	24.59%	24.86%	49.45%	20.70%	15.33%
山梨県	592,744,232	19.41%	23.29%	42.70%	18.51%	11.85%
長野県	1,066,851,867	26.56%	19.38%	45.94%	21.81%	14.71%
岐阜県	994,337,802	27.91%	17.89%	45.80%	21.73%	14.14%
静岡県	1,295,645,161	40.59%	12.11%	52.70%	19.14%	16.80%
愛知県	2,619,969,269	46.44%	3.73%	50.17%	18.83%	13.38%
三重県	804,731,590	33.34%	17.78%	51.12%	18.51%	16.86%
滋賀県	655,103,434	30.46%	18.14%	48.60%	21.73%	12.77%
京都府	1,177,195,761	27.76%	14.31%	42.07%	19.87%	11.16%
大阪府	3,789,363,510	33.64%	6.85%	40.49%	18.81%	8.50%
兵庫県	2,623,291,143	27.64%	11.54%	39.18%	15.87%	10.75%
奈良県	621,939,789	24.99%	25.66%	50.65%	21.15%	11.02%
和歌山県	648,362,342	17.50%	27.01%	44.51%	22.25%	13.50%
鳥取県	389,022,024	17.39%	35.70%	53.09%	24.44%	12.93%
島根県	549,680,100	15.37%	33.90%	49.27%	20.82%	11.45%
岡山県	801,618,150	30.45%	20.28%	50.73%	21.21%	14.05%
広島県	1,138,899,465	32.65%	15.58%	48.23%	20.09%	12.95%
山口県	744,943,228	24.00%	23.59%	47.59%	18.67%	10.32%
徳島県	556,213,424	17.06%	27.66%	44.71%	19.88%	11.49%
香川県	492,818,320	27.94%	23.57%	51.51%	18.70%	10.31%
愛媛県	731,256,676	23.55%	23.30%	46.86%	20.54%	10.99%
高知県	507,675,757	16.25%	34.83%	51.08%	25.47%	14.99%
福岡県	2,136,593,058	30.38%	12.31%	42.69%	25.67%	13.18%
佐賀県	592,123,408	18.10%	25.11%	43.22%	19.08%	13.71%
長崎県	803,714,264	18.78%	27.98%	46.76%	23.71%	12.73%
熊本県	944,602,592	21.40%	23.32%	44.72%	22.83%	13.64%
大分県	708,870,862	19.61%	24.72%	44.33%	22.16%	13.03%
宮崎県	688,509,671	18.78%	27.13%	45.92%	21.81%	11.61%
鹿児島県	906,839,430	20.51%	30.84%	51.34%	24.26%	13.01%
沖縄県	879,469,095	18.84%	24.36%	43.19%	33.66%	6.37%
合 計	61,894,100,527	33.16%	14.34%	47.50%	19.95%	10.84%

（3）地方交付税による、地方税の「限界」のカバー：地方交付税はセカンド・ベストな財源

- * 地方税の2つの「限界」を補うのが、地方交付税の役割
- * ここでは、地方交付税による「**財源保障+格差是正**」の働きを再確認しましょう！

地方税と地方交付税は「車の両輪」

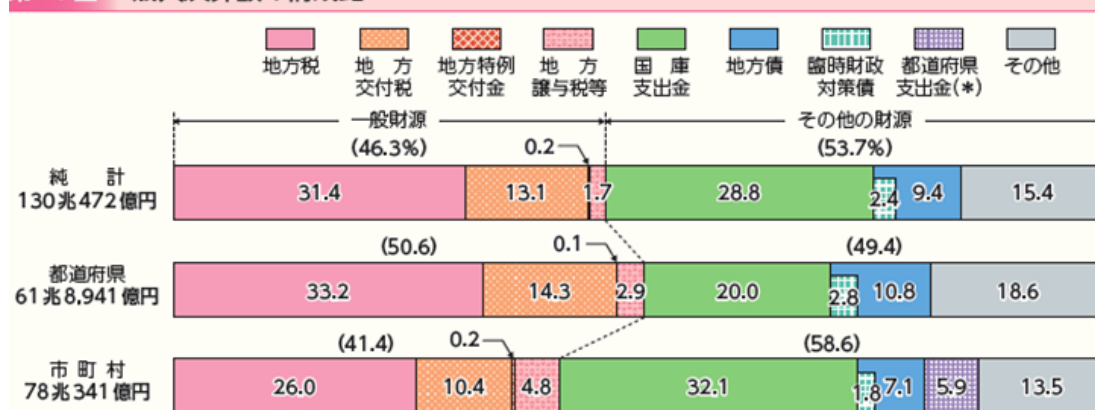
＜地方税＞

- ① 地方税に適した資産課税では財源確保が難しく、財源不足に陥りがち
- ② そこで法人、個人所得、消費への課税を国と「あいのり」で地方税制に導入
- ③ その結果、税収の偏在・格差と税収の不安定性が問題視されるようになる

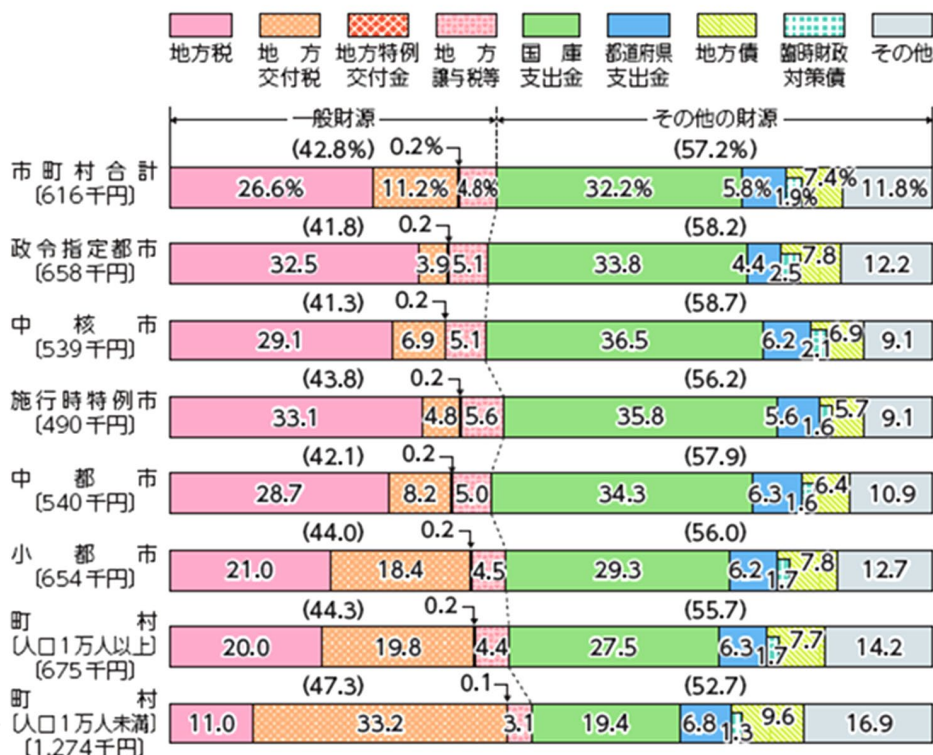
＜地方交付税＞

- ① 地方税では不足する財源を確保する。
 依存財源でありつつも一般財源なので、地方の自主性・自主決定権を尊重できる
 下の図のように、どの自治体も歳入の半分程度の一般財源を確保（データの年度は上記『地方財政白書』）
- ① 地方税制に法人・個人所得課税を導入したことによる不安定性と税源の偏在（格差）の問題を緩和できる

第10図 歳入決算額の構成比



団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
 2 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。
 3 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳入決算額である。

以上のことから分かるように・・・

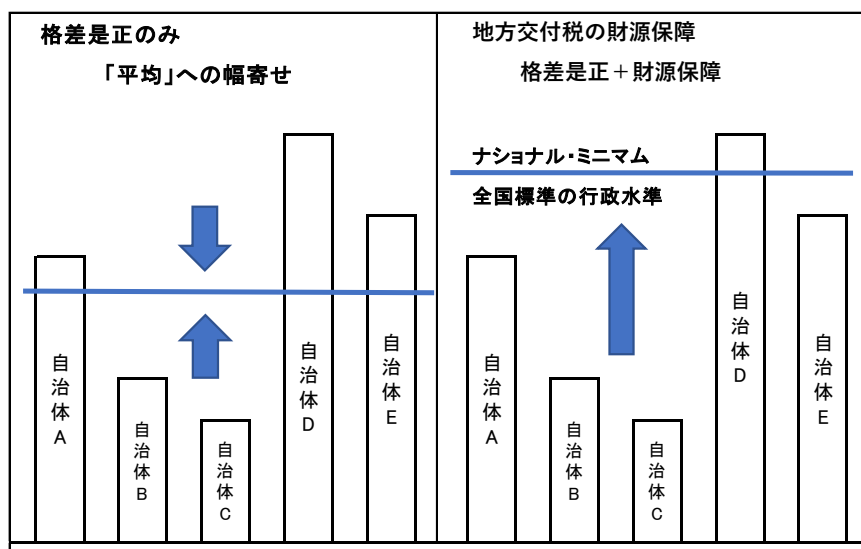
地方交付税の役割は、次の2つを同時に行う。

- 財源保障 → 地方税に代わりうる良質な一般財源で自治体財源を確保する。
- 格差是正 → 法人・個人所得課税で生じる税源の偏在を矯正する。

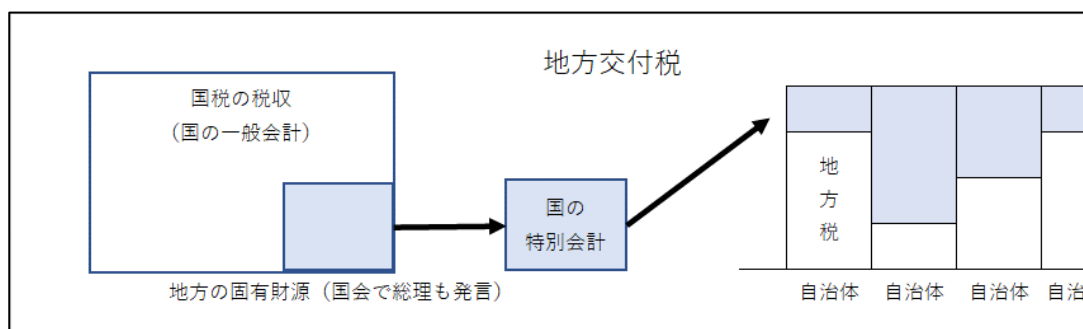
＜地方交付税の地方財政調整は、単純な格差是正ではなく、「財源保障」を行いながら「格差是正」を行う＞

地方交付税は、単なる格差是正ではない。「財源保障」に基づく「格差是正」である。この両者を切り離すことはできない。

- 格差是正だけの財政調整は、**他国で行われているように、最大と最小の真ん中にさや寄せ**することになる
- 財源保障に基づく格差是正は、「**全国標準の行政水準＝ナショナル・スタンダード（ミニмум）**」を設定。
- すべての自治体に「全国標準の行政水準」に必要な財源を保障すれば、自ずと自治体間の格差は解消する。

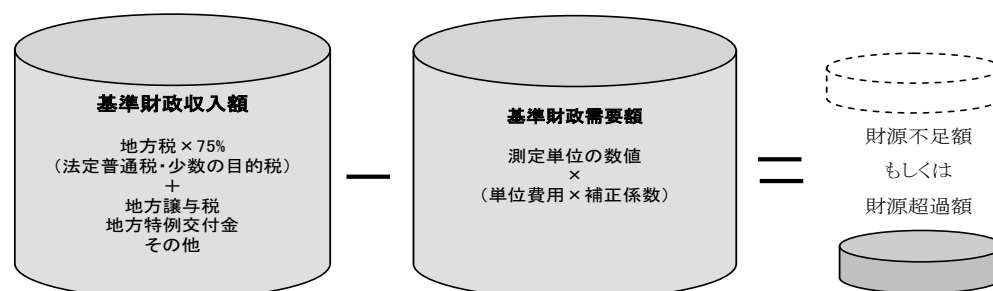


国民からみれば・・・国内のどの自治体に居住しても、「同じ税負担」で「同じ水準の行政サービス」を受けられる
 自治体運営からみれば・・・地方税を「標準税率」で徴収していれば、ナショナル・ミニмумの財源を確保できる



＜具体的な仕組み（専門用語だらけなので、ここは参考までに・・・）＞

＜地方交付税の算定方法＞



- (1) 基準財政収入に含まれない財源
 目的税の大半、法定外税、地方交付税交付金、国庫支出金、地方債、使用料・手数料、
地方税の「留保財源」(25%)
- (2) 主要な補正係数(基準財政需要の算定に用いられる)
 種別補正、段階補正、密度補正、態容補正、寒冷補正、数値急増補正、数値急減補正
 財政力補正、合併補正など

<地方交付税の算定方法> 分かりやすい表記！

各自治体の標準税率で計算された税金ー各自治体のナショナル・ミニマムに必要な歳出額＝ 財源の状況
 （どのくらい財源が不足しているか）

財源の状況とは

みずからの税金でナショナル・ミニマムの経費を確保できているかどうか？

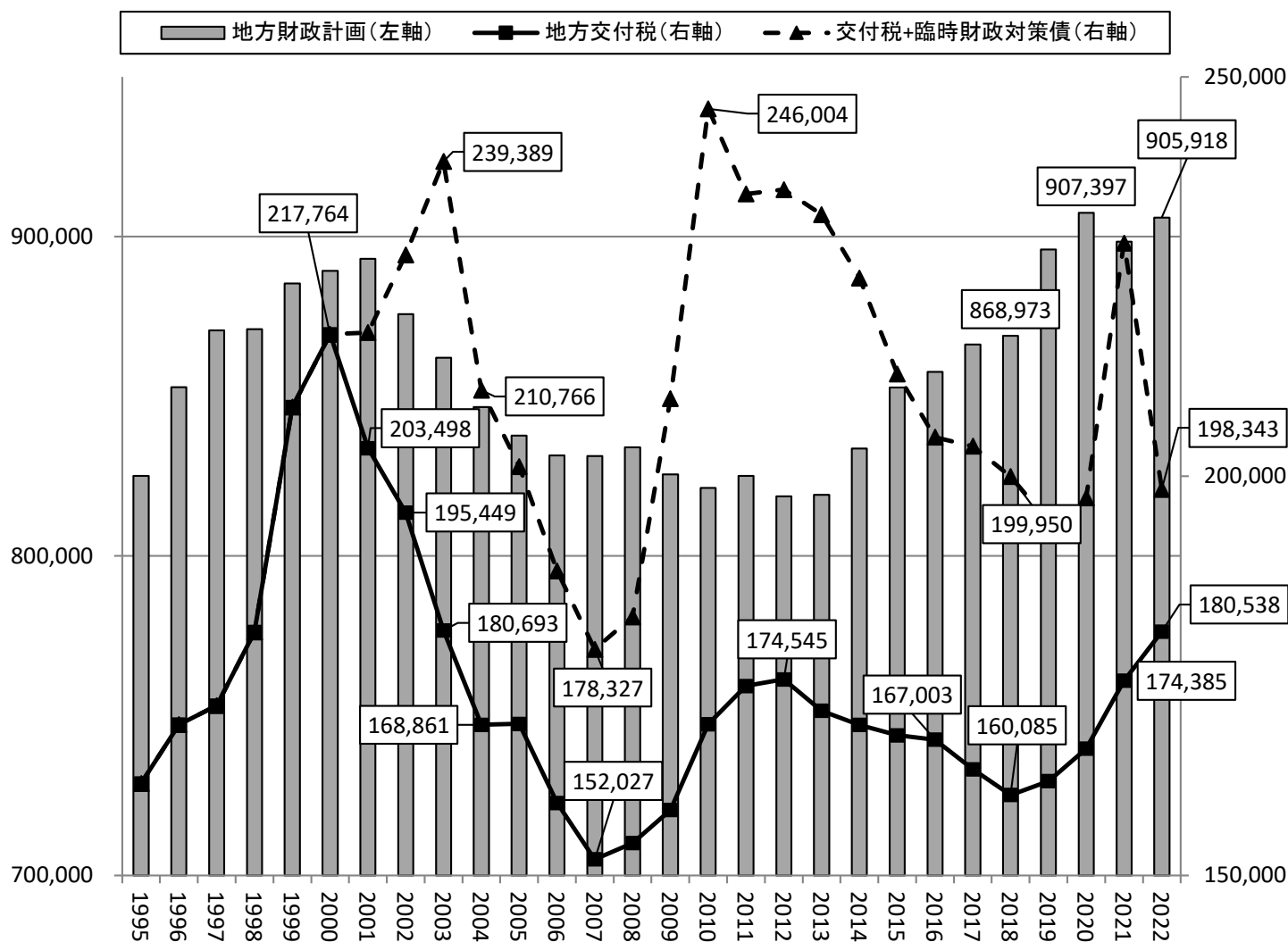
確保できていないとすれば、いくら財源が不足しているのか？

この財源不足額が地方交付税で完全に埋められれば、すべての自治体でナショナル・ミニマムの経費が確保される

3 問題の本質：「車の両輪」システムの崩壊と「表層（ふるさと納税・税源偏在の是正）」の関係 ～20 年前、伝統システムが破壊され、現在われわれが直面している困難は、すべてここから始まった！～

（1）地方交付税の大幅削減（6.5 兆円!）：「車の片輪」がまず崩壊 ～ 国の財政赤字・財政再建から、地方は衰退・消滅へ ～

地方交付税の削減・抑制と地方財政計画の動向 （単位＝億円）



（資料）総務省「地方財政計画」より作成。

① 交付税削減と、地財計画の縮小・定数削減・行革ブームの関係

- * 2000 年代の地方交付税の大幅な削減 7 年間に約 6.5 兆円
都道府県については、悪夢の 2004 年ショック！ 市町村はそれより早く、1990 年代末から減少していた
- * 国は、地方交付税を削減したがった・・・
地方交付税を削減するためには、地方財政計画を圧縮することが必須
(地方交付税や地方財政対策は、すべて地財計画を基礎に計算されるから)
↓
地方財政計画を圧縮するには、金額の大きい人件費と公共事業の縮小が必須
↓
2000 年代初頭、地方公務員と地方公共事業に対する批判キャンペーン
地方公務員は「ぬるま湯の職場」で無駄遣いばかり
→ 公務員の定数削減、給与引き下げ(ラスパイレス指数)、非正規公務員への置き換え
地方行革の一大ブーム NPM (ニュー・パブリック・マネージメント)
PFI やら指定管理といった名目の責任放棄

② 交付税の削減はいかなる被害をもたらしたか・・・地域衰退、自治体消滅、格差拡大

- * 地方交付税の大幅削減の影響は？
削減して最も影響を受けるのは誰か？
地方のすべてが被害を受けるわけではない・・・東京は影響を受けない！

最も被害の大きいのは？被害が集中するのは？
9 ページの図を見れば一目瞭然！ → 人口 1 万人未満の町村
地方歳入で地方交付税の比率が高い自治体・・・悲惨な結末
- * 農山漁村こそが著しい苦難の道へ
行政水準の維持は不可能、地域衰退、コミュニティ崩壊、限界集落から消滅集落へ、
移動手段もなくなり子どもの声も途絶えた中山間地、加速する高齢化、止めどなき人口流出・人口減
地域経済の衰弱、県庁所在地であれシャッター商店街、消費減退、
事業所の移転・消滅、税収減へと悪循環

平成の大合併が「大合併」になったのも、ここに理由

1990 年代末から「もはや交付税は増えないよ、絶対に！」と言われ続け、財政難ゆえに合併

③ なぜ交付税は削減されたのか？ 国の財政赤字と新自由主義

- * 交付税削減の理由と経緯
 - ① 国の財政赤字、財政再建に向けた財務省の思惑
財政再建の障害は「地方財政費（地方交付税）」と「社会保障費（医療・年金）」
 - ② 新自由主義・新保守主義の経済思想
→ 政府の規模を無理矢理に縮小する経済学は、新自由主義しかない
 - ①+②＝小泉政権・竹中平蔵の構造改革
- * **新自由主義の経済思想**
財政再建に最適というか、これしかない経済学
合い言葉は「競争」「効率化」「自己責任」「小さな政府」
市場原理主義とも呼ばれる改革 → 行政サービスの必要性や有効性を、マーケットの基準のみで判断する
実はこれが無茶苦茶な理論・・・なぜならば、
政府の仕事は、「マーケットに乗らない仕事」（利益の大きさを測れないので市場で価格付けできない）
その仕事の必要性をマーケットの価値で判断すれば、政府のやっていることは何でも、すべて無駄となる
典型的な発言「**田舎に住むのは非効率！**」（竹中平蔵・総務相）「**田舎になんか住むからカネがかかるんだ**」

<当時のメディア（経済新聞はもちろん、一般紙も）の論調>

国から地方にカネを渡すと、ぬるま湯の地方公務員と無責任な首長によって、ムダな公共事業ばかりに使われる。

例えば、人より牛の数の多い地域に立派な道路を何本造っても、交付税は他人のカネだから懐に痛みも感じなければ、ムダだとも決して思わない。

財政赤字の原因は、地方の怠慢な行政とムダ、その財源を供給している地方交付税。

この「モラル・ハザード」な制度をぶち壊して地方に自己責任を持たさなければ、わが国経済・社会の閉塞状況は打破できない。財政赤字から脱却できずに、わが国は滅びる。

④ 財政当局は交付税の何が不満だったのか？ 地方財源不足と地方財政対策

* 財政当局が問題視するのは「財源不足額」、それを埋めるために行われる「地方財政対策」

① 地方交付税の「理論上の」総額（10 ページの「ナショナル・ミニマムの地方財源不足額」）

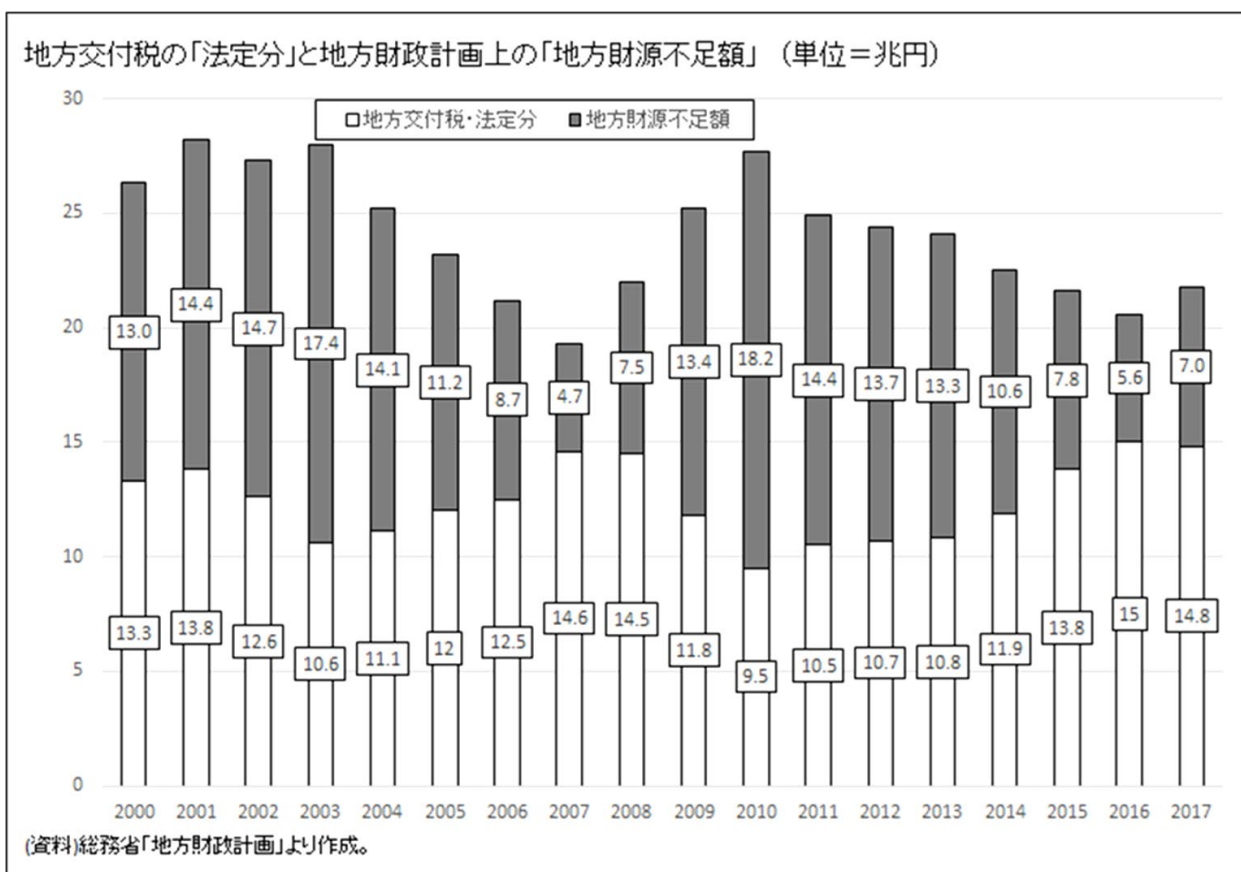
② 交付税の法定率（法律（地方交付税法第 6 条）に定められた交付税の総額）

国税 5 税の一定割合（所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%、地方法人税の全額

①と②が一緒になるはずはない！

特に景気が悪い時期は、①は増加、②は減少するので、両者の差額が著しく開く

③ この差額を埋めるのが「地方財政対策」であり、それで埋められるのが地方財政計画の「財源不足額」
 財務官僚が敵視するのは、この財源不足額を埋める地方財政対策に伴う国の負担（下の図の暗い部分）



例えば、交付税の「法定分」で埋め切れない地方の財源不足は、平成 15 年（2003 年）に 17.4 兆円

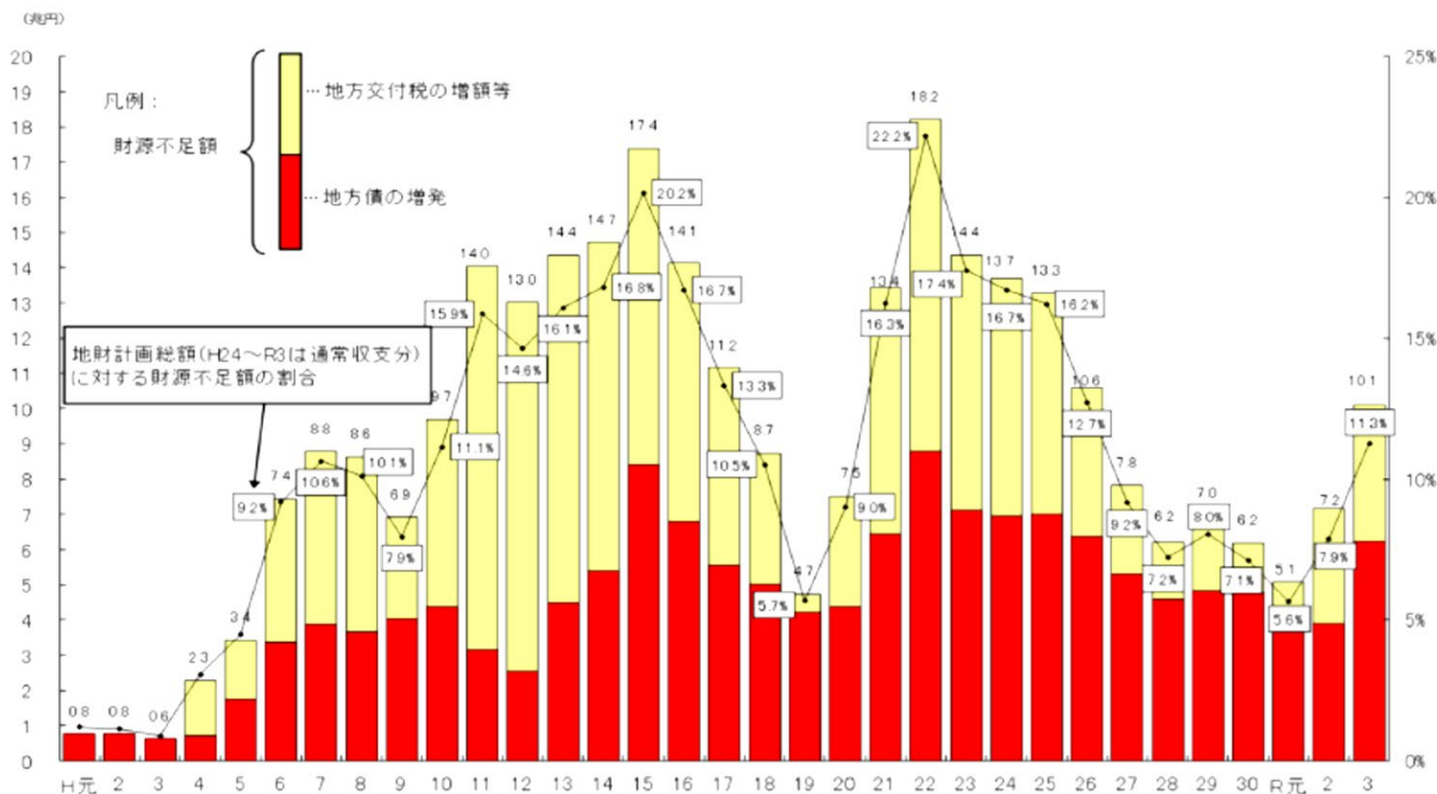
この年の交付税の「法定分」は 10.6 兆円に過ぎなかった

この地方財政対策をカットするには、地方交付税の「財源保障」を壊す必要があると財務省は主張

次ページのグラフは、地方財源不足額の規模に加え、地方財政対策で不足がいかかに埋められているのかを表している。

地方財政の財源不足の状況

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税収入や国税 5 税の法定率分が大幅に減少する中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、10.1 兆円の財源不足となり、地方財政計画の約 11.3%の見込みとなっている。



⑤ 削減だけではなく交付税の制度破壊も（ここは参考までに・・・）

＊ 地方交付税の総額の削減に加え、地方交付税の制度も改悪・機能破壊させられた

① 段階補正の縮小

1990 年代末から段階補正係数の縮小（人口 4 千人で頭打ち、割増率の引下）→ 過疎農山村に一大打撃

② 2001 年から「臨時財政対策債」の導入 → 本来は交付税でまかなうべきカネを各自治体の借金に付け替え

③ 新型交付税（投資的経費を、港湾・道路を除いて包括算定）の導入

交付税の原則である経費の「積み上げ方式」を放棄 交付額の算定根拠が不明確に

④ 特定補助金と同様の配分方式の導入 ← 明らかに集権化 国の優位性と裁量の拡大

例えば行革算定 行革するともらえる、もしくは交付額が増える ← まるで補助金じゃん！

⑤ 歳出特別枠の導入（2018 年で廃止されたが）

地方交付税の通常の算定と別に、自治体間の配分が行われる。行革の努力や地域活性化の成果に応じて配分。国の意向を地方に実行させる、特定補助金と同様の効果を持つ。したがって明らかに中央集権の強化であり、国の裁量の拡大。

⑥ 2016 年度からトップランナー方式の導入 単位費用の算定を、民営化等で節約の進んだ自治体の経費水準で行う

第5表、「歳出特別枠等」と地方交付税の別枠加算

(単位＝億円)

2022

「歳出特別枠等」	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
地域再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000	-	-	-	-	-	-
地域雇用創出推進費	-	5,000	-	-	-	-	-	-	-	-
地域活性化・雇用等臨時特例費	-	-	9,850	-	-	-	-	-	-	-
地域活性化・雇用等対策費	-	-	-	12,000	-	-	-	-	-	-
地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	-	-	-	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450	1,950
地域の元気づくり事業費	-	-	-	-	-	3,000	-	-	-	-
地域の元気創造事業	-	-	-	-	-	-	3,500	-	-	-
まち・ひと・しごと創生事業費 人口減等特別対策事業費 地域の元気創造事業費	-	-	-	-	-	-	-	10,000	10,000	10,000
重点課題対応分 自治体情報システム構造改革推進事業 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進 森林吸収源対策等の推進	-	-	-	-	-	-	-	-	2,500	2,500
公共施設等の適正管理 一億総活躍社会の実現に取り組む歳出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,500
地方交付税の別枠加算	-	1,000	9,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300	-	-

(資料)第4図と同じ。

(2) 「地方の不満」への対応と「東京 VS 地方」の「演出」: 残る「片輪」も崩壊

～ 国が自分のカネではなく地方のカネを使いつつ、あたかも財政調整をしている「フリ」～

この節の疑問! 「車の片輪」(交付税)の破壊が、なぜ残る「片輪」の崩壊に繋がったのか?
いかなるプロセスで残る「片輪」も崩壊したのか?

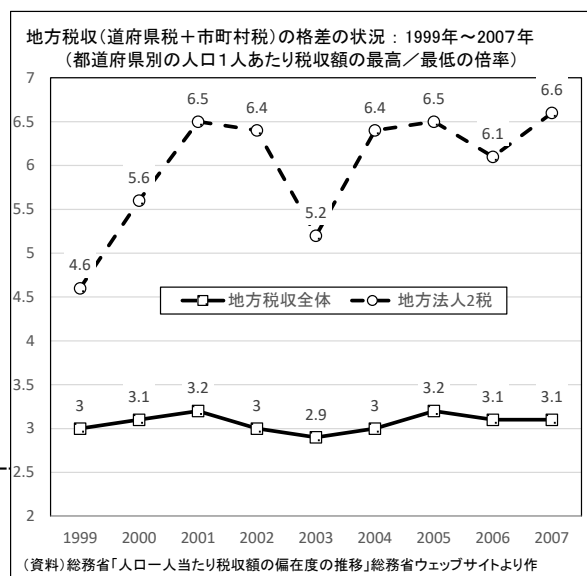
① 財政難に直面した地方の不満と政治圧力

- * 交付税の削減で、地方自治体は軒並み財政難に陥り、将来への不安を募らせた
- * 政権与党の県連も含め、交付税削減への政治的なリアクション 政権・中央に対する不満・不平
地方からの政治圧力を放置すると、次の国政選挙は危ない・・・
- * ただし地方交付税(地方材対策)増額して復元するのは無理
・・・ 財政当局の圧力、財政当局寄りの政治判断
どんな問題が生じるか分かった上での犯行(交付税削減)＝世間一般で言う「確信犯」

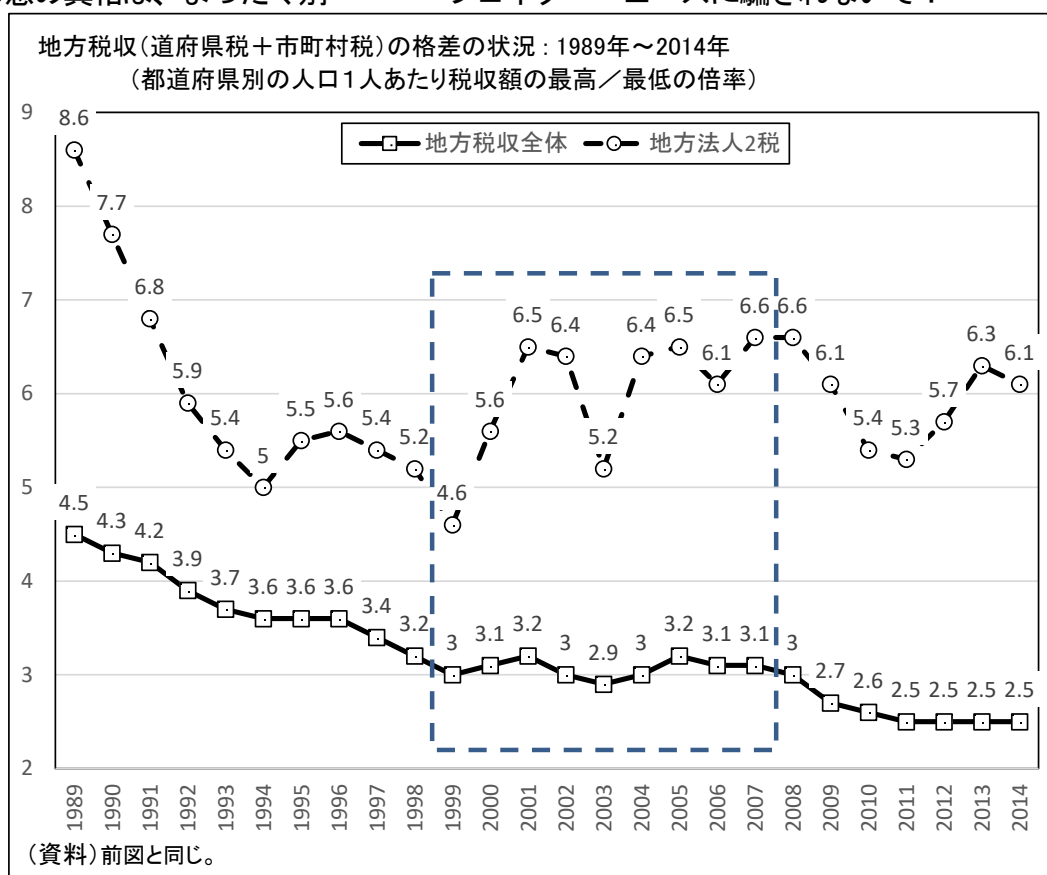
② 「自治体間の格差拡大」「東京一人勝ち」「東京 vs 地方」のシナリオ演出

～ 悪いのは東京の一人勝ちだ、「東京から剥がすべきだ」～

- * 2000年代半ば、霞ヶ関・永田町や御用エコノミストから聞こえてくるのは・・・
自治体間の格差がますます拡大を続けて深刻化!
自治体間の税収格差が酷い! 法人課税は6倍以上!
東京一極集中の弊害、東京都の一人勝ち!
外資やITはファブレスなので東京以外に施設はない、東京に立地が集中している! 悪いのは東京都だ!
- * この構図・シナリオの下では、「交付税の削減が問題なので、復元しろ」とは誰も言わない。
問題の発端が交付税削減にあることを、誰も気がつかない(´-`)



③ 事態の真相は、まったく別・・・ フェイク・ニュースに騙されないで！



- * 2000 年代前半の格差？たしかに大きな格差？ ところが同じデータを長期で見ると・・・
- * 2000 年代半ばに叫ばれた「格差問題」は、格差の拡大が問題なのではなかったことが分かる。
- * 自治体間の格差は、1990 年頃の方が圧倒的に大きい。
 法人課税は 8.6 倍！ 地方税全体をみても、近年の 2 倍近い格差。
- * ところが 1990 年頃、「自治体間格差が問題だ」と指摘する人は誰もいなかった。
- * 1990 年頃の格差は大きかったが、国からの財源移転と地方交付税の財源保障が機能していた。
 そのため行政の遂行に困難の生じる自治体はなかった。財政力の弱い自治体も、「ふるさと創生一億円事業」(竹下登内閣)等、地方への豊かな財源供給によって困難に直面しなくてすんだ。
- * 2000 年代半ばに叫ばれた「格差問題」は、
 格差の拡大ではなく、交付税削減によって「財源保障」が破壊され、財政力の弱い自治体が生き残れなくなったという問題。東京一極集中は、状況を悪化させる大きな要因ではあるが、問題の起源ではない
- * 思い出してください！→交付税削減で影響を受けるのは、
 交付税に依存する自治体＝財政力の弱い団体＝自治体間格差の最高/最低でいえば最低側の自治体。
- * このように真相が分かれば、問題の解決は明瞭
地方交付税を増額・復元すれば良い！

④ ところが・・・交付税の復元は無理なので、「東京 vs 地方」の構図を押し通す
 ～ 国はヒトのカネを使い、財政調整しているフリ：「東京から剥がして」地方に再配分する ～

現況へ至る道のり・・・ 出発点は国の財政赤字

国の財政難・財政赤字



新自由主義思想（財政再建に役立つ経済学）

わが国に閉塞をもたらしたのは地方の無駄遣い！モラル・ハザード！

ぬるま湯に浸かる地方公務員の改革が必須

行政改革キャンペーン、地方公務員定数・給与削減への圧力（地方財政計画の縮小には、これが必須）



地方財政計画縮小
（交付税の削減にはこれが必須）



地方交付税の削減
財源保障の崩壊



弱小自治体の衰退
コミュニティ崩壊



地方冷遇への政治的反発
（自民県連も不満鬱積）
与党の危機感 政権転落？



政権転落を防ぐ対策が必要だ・・・ただし国のカネを使えない
（交付税削減の悪影響を分かった上で「確信犯」として行った以上霞ヶ関・永田町に交付税増額の考えはない）



自分のカネではなくヒトのカネ、つまり地方税を用いた財政調整



そのために必要なのは・・・

「東京 vs 地方」という構図 （誰が構図を書いたのか？）

格差問題を解消するには、東京から剥がして地方に配れば良い

悪いのは東京で、ずるいのは東京都知事！ 一人勝ちしやがって！

ふるさと納税 誕生の経緯と背景

2006 年頃から政治家の間で「税収の使途を納税者が決めると財政は効率化する」という経済学の考えを基にして、「居住以外の自治体への納税」というアイデアが若手政治家の間で流行（M下政経塾の方々など特に）

2007 年 5 月、安倍内閣・菅総務相が「ふるさと納税」創設を表明

6 月 総務省にて「ふるさと納税研究会」（半年後に報告書）

9 月 福田康夫内閣

2008 年から制度実施 麻生太郎内閣

2009 年 7 月 29 日 参議院選挙 ふるさと納税の効果無く？
自民党の歴史的敗北 民主党へ政権交代

かくして・・・

- * 地方交付税は、かつて教科書で勉強した仕組みや機能とは大きく変わってしまった。
- * 「車の片輪」として財源保障をすることは不可能になってしまった。
- * 「片輪」が壊れれば車は走れなくなる・・・ただそれだけの問題では終わらなかった。
- * 「片輪」の破壊が残る「片輪」の崩壊に繋がった
- * 残る「片輪」を破壊しつつあるのが、ふるさと納税と地方法人税、特別法人事業税、

4 みなさまの選択肢：それでは、われわれは今後いかに行動すべきか？

～ 考えられる 2 つの方向性と忘れてはならない重要事項 ～

考えられる「2 つの方向性」

① 交付税の増額、財源保障の復元を要求

国に対して地方交付税、特に財源保障の復活を強く要求する。

② 国の財政難と地方税による財政調整に理解

国の財政難・財政再建を所与として地方も受け入れ、地方税を用いた地方財政調整に理解を示す。

- * どちらの選択もありうるが、それぞれに「忘れてはならない重大な視点」がある。

忘れてならないのは、「格差是正・地方財政調整は、国家統治における最も重要な視点」という論点。

＊ 上記の枠内は、この視点が欠けているので、後ほど、2つの道の完全なヴァージョンをお示しする。

（１） 交付税・財源保障の復元を要求

～忘れてはならない点→「**国家としての根源的な責務を国に問うこと**」～

① 3つの非常識な行為をなくすために、地方交付税・財源保障の復元を要求

- ＊ 交付税・財源保障の復元は、わが国の伝統的な地方税財政システムからすれば、まさに正当な要求
- ＊ 現在行われているのは非常識な行為を非難し、それらをなくすために、地方交付税の大幅増額、特に財源保障の復活を強く要求するという選択肢。
- ＊ 常識外れの行為とは、以下のA、B、C
 - A 地方税の「国税化」「政策手段化」によって
 - ・ 地方の課税権、特に大都市の課税権を大きく侵害していること
 - ・ したがって地方自治を無視していること
 - ・ 分権改革に逆行する中央集権化を行っていること
 - B 自治体間の格差を是正しているよう国民には思わせて、実際には財政調整を行っていないこと
 - ・ ふるさと納税・編税是正ともに、着目しているのは税収の格差のみ
自治体間の格差には2種類ある
 - (i) 税収の格差
 - (ii) 行政コストと行政ニーズの格差
 - もしも税収格差を完全に均したとしても、(ii)の格差を是正しなければ、地方財政調整を正しく行うことはできない。適正な財政調整ができるのは地方交付税のやり方しかない。
 - C 「自治体間格差問題」の名の下に、「東京 VS 地方」へ問題をすり替えたという行為

＜決定的な事実＞ふるさと納税をたくさん受け取る自治体＝大人気の返礼品を出せる自治体は、魅力的な返礼品を持っているという意味で潜在的な能力と体力のある自治体！
本当に財政困窮している小規模自治体は、返礼品など出せるわけもない
ふるさと納税が、あたかも財政調整の機能を持っているように国民も地方関係者も騙されている

② 交付税・財源保障の復元要求において忘れてはならない点

- ＊ ここで忘れてはならないのは、地方財政調整は国家を統治する立場にある者の根源的な責務という事実
この点を忘れてしまうと、交付税の増額・復元が、国民には自治体のエゴ、単なるカネの要求と見えてしまうかもしれない。そうすると、交付税復活求の実現可能性が低下するのに加えて、国民の理解も大きく減ってしまう。
- ＊ 地方財政調整は、そもそもは国家分裂の回避、地域の反乱防止、国土統一
国家としての根源的な責務であり、もっぱら国の責任
国境変更を繰り返したヨーロッパの政治家にすれば当たり前すぎる常識中の常識。
逆にいえば、1つの地方自治体の長にすぎない都知事には、地方財政調整の責任は一切ない。
- ＊ 地方交付税の削減・財源保障の崩壊は、国家としての責務放棄であり、重大な失政。
- ＊ 決め言葉は・・・
はたして、このままでわが国は大丈夫なのか？国家を統治する責務は誰が負っているのか？

（２） 国の財政難・地方税による財政調整に理解

～忘れてはならない点→「**地方代表が国家統治する制度の実現を追求すること**」～

- * この方向性を志向する方々は、以下のような考えを持つのかもしれない・・・
 - ① 交付税の削減は、地方の衰退が分かった上で断行された「確信犯」である以上、交付税の増額・財源保障の回復は政治的にも、官制的にもありえない話し・・・なのだろう・・・。
 - ② 多少とも日本人的（？）な発想からすると・・・国の財政難は、地方の立場からも与件として受け入れるしかないのではないか、そうであれば、交付税の増額・回復だけを主張して要求するわけにはいかないのではないか？
- * 国の財政難を前提条件として飲み込むならば、地方税を用いた財政調整にも理解を示すことになる。
- * いわゆる「水平的財政調整」あるいは「地方共有財源」や「地方共同税」といった考え方への理解。
- * **ただし、欠落してはならない必須の論点→「水平的財政調整」「地方共有財源化」を正しく行うには、地方代表が地方財政調整の制度や自治体間配分に最終的な決定権を持つ制度へと変革することが必須。すなわち、国・中央官僚ではなく、地方自治体同士が対等に協議して財源配分を決定する制度の実現。**
- * この点を忘れてしまえば、喜ぶのは財政当局・中央官僚のみ。
国・財政当局が、自分のカネを節約・温存しつつ勝手にヒト（地方）のカネを奪い使ってしまうという事態が永續してしまう
地方自治体の関係者は、首長も議員も含め「官僚の掌で踊らされる羊の群れ」で終わってしまう。
- * 自分達で意思を表明したり、自己決定をしたりできない財源は「水平的財政調整」「地方共有財源」「地方共同税」ではない。自己決定できないのに、「共有」だとかの表現を用いるのは、詐欺行為以外の何ものでもない。
水平的財政調整・地方共同税という言葉は、あくまでも地方財政調整を地方が決定する制度の実現が前提条件。この前提が満たされないまま使用されてはならない。
- * これは、国家統治のあり方を変えることを意味する。したがって統治機構の一大変革であり、克服の難しい諸課題も山ほどある。
ただし、地方財政調整が国家としての根源的な責務である以上、それを決定する地方代表が統治する立場に立たねばならないので、困難を克服して実現するしかない。

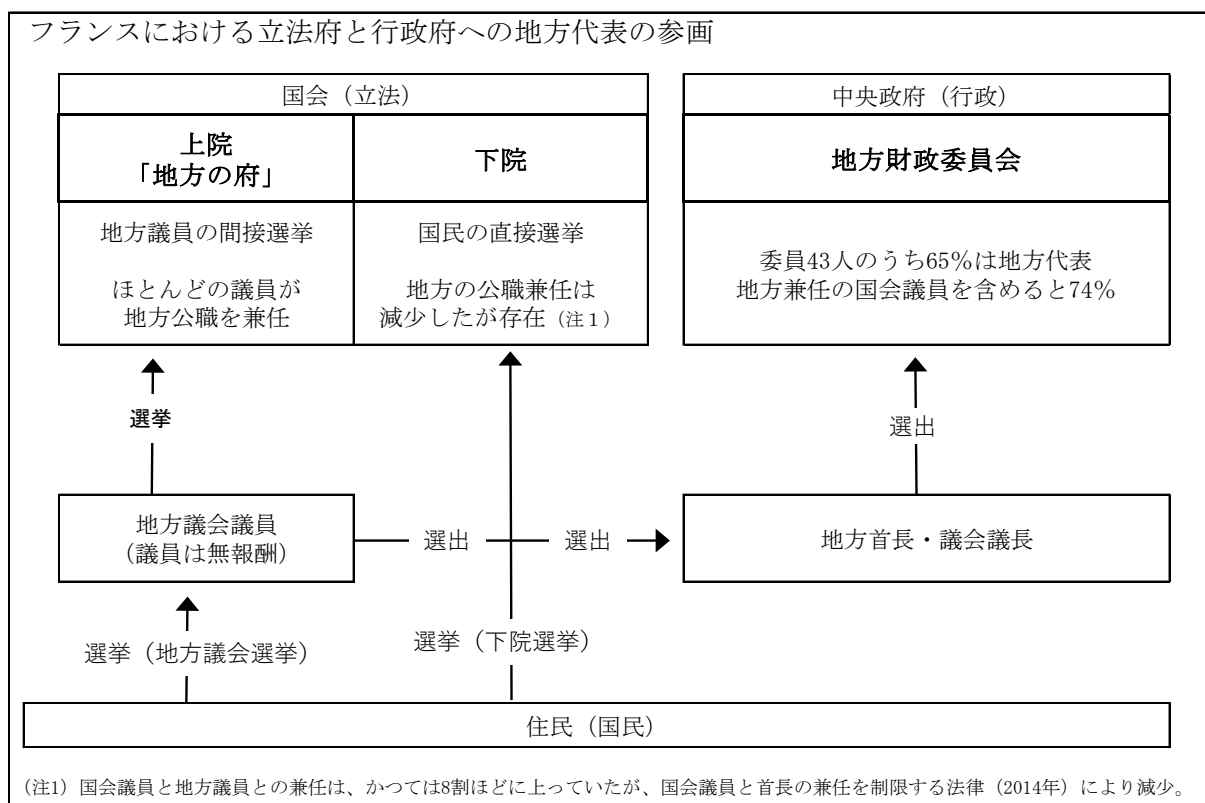
（３） 「２つの方向性」のコンプリート・ヴァージョン

- ① 国家としての最も根源的な責務を放棄した国を弾劾しつつ、課税権の侵害・地方自治の無視・分権に逆行する中央集権化を批判し、国に対して地方交付税、特に財源保障の復活を強く要求する。
- ② 国の財政難・財政再建を所与として地方も受け入れ、いわゆる「水平的財政調整」「地方共有財源」といった考えに理解を示すが、それらを文字通りに正しく（財政当局による悪用なしに）実施するために必要不可欠な「地方代表による地方財政調整の決定と運営（＝国家の統治）」を実現する。

- * どちらかを選択し、行動を起こさねばならない
・・・「羊の群れ」で終わるのが嫌であれば、「現状のままで良い」という選択肢は存在しないから。

5 **ご参考：** 地方財政調整の制度決定（立法府）と運用・配分決定（行政府）への 地方代表（首長・地方議員）の参加 ～フランスの実例～

- ・ 2つめの方向性を選択される方々への情報提供
- ・ 地方財政調整の「決定」と「運用・自治体間配分」への地方代表の参加
 最適なシステムは国によって異なるので、あくまでもご参考までに、フランスの実例。
- ・ 世界的に地方制度を世界的に見ると、州ないし広域団体の独立性が強い連邦制国家（実態として連邦制に近い国を含む）が多数。
 わが国の属する単一制国家は少数派（予想外？）であり、わが国と比較しうる代表はフランス。
 フランスの統治機構（地方が中央での意思決定に参加する国家体制）
 わが国の1.5倍の国土（本土のみ）に3層制の地方制度
 基礎的自治体は3万6千以上、中間自治体が約96、広域自治体が13
- ・ 地方財政調整の制度決定については、立法府へ大きく地方代表が参加。上院は「地方の府」であり、上院議員は地方議員によって選出される。下院議員は、国民の選ぶ代議士だが、地方自治体の長や議会議長との兼任者が多数だった（法改正により割合は大きく低下したが、いまだ存在する）。
- ・ 地方財政調整の運用・自治体間配分については、それらに決定権を持つ地方財政委員会（行政府に置かれている）において、地方代表が多数を形成。中央官僚は半分にも満たない割合。



（Copyright）本資料は青木宗明の著作物です。

著作権法の第30条～第47条の8以外の複製を一切認めていません。